



中間見直しにあたって

【中間見直しの背景】

本市では、平成19年3月に「尾張旭市環境基本計画」を策定し、“環境を考え ともにつくる 私たちのまち”を望ましい環境像として掲げています。これに基づき、市、市民・市民団体、事業者が協力し、これまで環境に配慮した取り組みを総合的に推進してきましたが、近年、次のような変化が生じてきました。



- ◆東日本大震災や福島第一原子力発電所事故をきっかけとして国のエネルギー政策が見直され、電力の安定供給などの様々な課題が生じています。
- ◆地球温暖化対策や生物多様性の保全、循環型社会の構築など、様々な環境に関する課題が提起され、人口の減少や少子高齢化などの社会経済情勢の変化も並行して進行し、深刻化しています。
- ◆平成24年4月に第四次環境基本計画が閣議決定され、平成26年5月には第四次愛知県環境基本計画が策定されました。また、“自然の叡智”をテーマとした愛・地球博（愛知万博）が平成17年に開催されたことをはじめ、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が平成22年に、ESD ユネスコ世界会議が平成26年に開催されるなど、愛知県では環境に関する国際的な動きが集中しています。
- ◆上位計画である尾張旭市第五次総合計画が平成26年3月に策定され、尾張旭市都市計画マスタープランや尾張旭市緑の基本計画等の関連計画も改定されています。

【見直しの目的・基本的な考え方】

- ◆計画期間の中間年次である平成25年度が過ぎ、様々な背景に適切に対応し、“環境を考え ともにつくる 私たちのまち”の実現に向けた取り組みをさらに加速していくため、これまでの進捗状況を踏まえて計画を見直すこととしました。
- ◆計画の骨格である望ましい環境像や分野別目標、施策の体系の部分については基本的に継承しつつ、計画全体の進捗状況や目標の達成状況、計画策定後の外部環境や内部環境の変化などを踏まえ、市、市民・市民団体、事業者の取り組みの部分を中心として、部分的な見直しを行いました。

【見直し後の計画期間等】

- ◆平成27年度から35年度までの9年間とします。なお、尾張旭市第五次総合計画の前期期間が満了する平成30年度を新たな見直しの時期として位置づけ、その際には、社会情勢や市民意識の変化等を踏まえ、全面的又は部分的な見直しの実施を検討するものとします。
- ◆今回の見直しの際には、評価手法のあり方についても改めて検討するものとします。

～見直しの基準～

(1) 継続的に取り組む場合／新規で追加する場合

- ① 継続的に取り組むべき内容であること
- ② 実現可能な取り組み内容であること
- ③ 緊急性を有すること
- ④ 可能な限り客観的データで評価できること
- ⑤ 一つの取り組みが複合的な効果をもたらすこと

(2) 取り組み項目を除外する場合

- ① 既に十分な取り組みが推進されていること
- ② 社会情勢や環境に対する価値観の変化により、現状にそぐわないこと

尾張旭市の現状（抜粋）

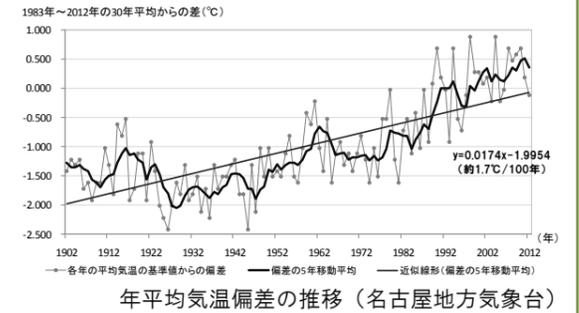
【市の特性】

**基礎的
条件**

- 人口、世帯数ともに増加を続けていますが、増加率は低下傾向にあり、平成25年3月末現在の人口は81,792人、世帯数は33,065世帯となっています。
- 平成5年に3.03人であった1世帯あたり人員は、平成25年には2.47人へと減少しています。

**自然
環境**

- 近隣の名古屋市における年平均気温は100年あたりで約1.7℃上昇しており、年間あたり猛暑日数や熱帯夜日数は増加傾向にあります。その一方で冬日日数は減少傾向にあります。
- 北部丘陵地域は、希少種が多い地域となっています。しかし、市域の自然環境基礎調査は平成12年度以降実施されておらず、動植物・生態系の現状把握にあたっては、改めて調査を実施することが求められています。



**生活
環境**

- 典型7公害に関する苦情件数は、水質汚濁に関する苦情が減少していますが、騒音や振動、悪臭に関する苦情は増加傾向にあります。
- 全国平均や愛知県平均と比較して、1人1日あたりごみ総排出量は下回っており、資源化率は上回っています。

**都市・快適
環境**

- 平成25年11月末現在の公園面積は56.15ha（70ヶ所）で、広域公園である小幡緑地や森林公園を合わせると市民1人あたりの面積では49.31㎡/人となり、愛知県の平均や国の整備目標を大きく上回っています。

**広域・地球
環境**

- 平成2年と平成23年の部門別エネルギー消費量を比較すると、産業部門で減少している一方、民生部門では増加が著しくなっています。
- 新エネルギーの賦存量を試算すると、太陽エネルギーやバイオマス燃料製造に比較的大きな潜在性があると算出されました。

【市民・事業者の意識】

**市民
意識**

- 子どもたちへの環境教育の充実に大きな期待が寄せられており、将来の環境を見据えて生活環境対策を充実していくことが、行政の取り組みとして特に重要であるとされました。
- これからの環境を表すキーワードとしては、「豊かな緑や水辺に囲まれたまち」が最も多く挙げられました。

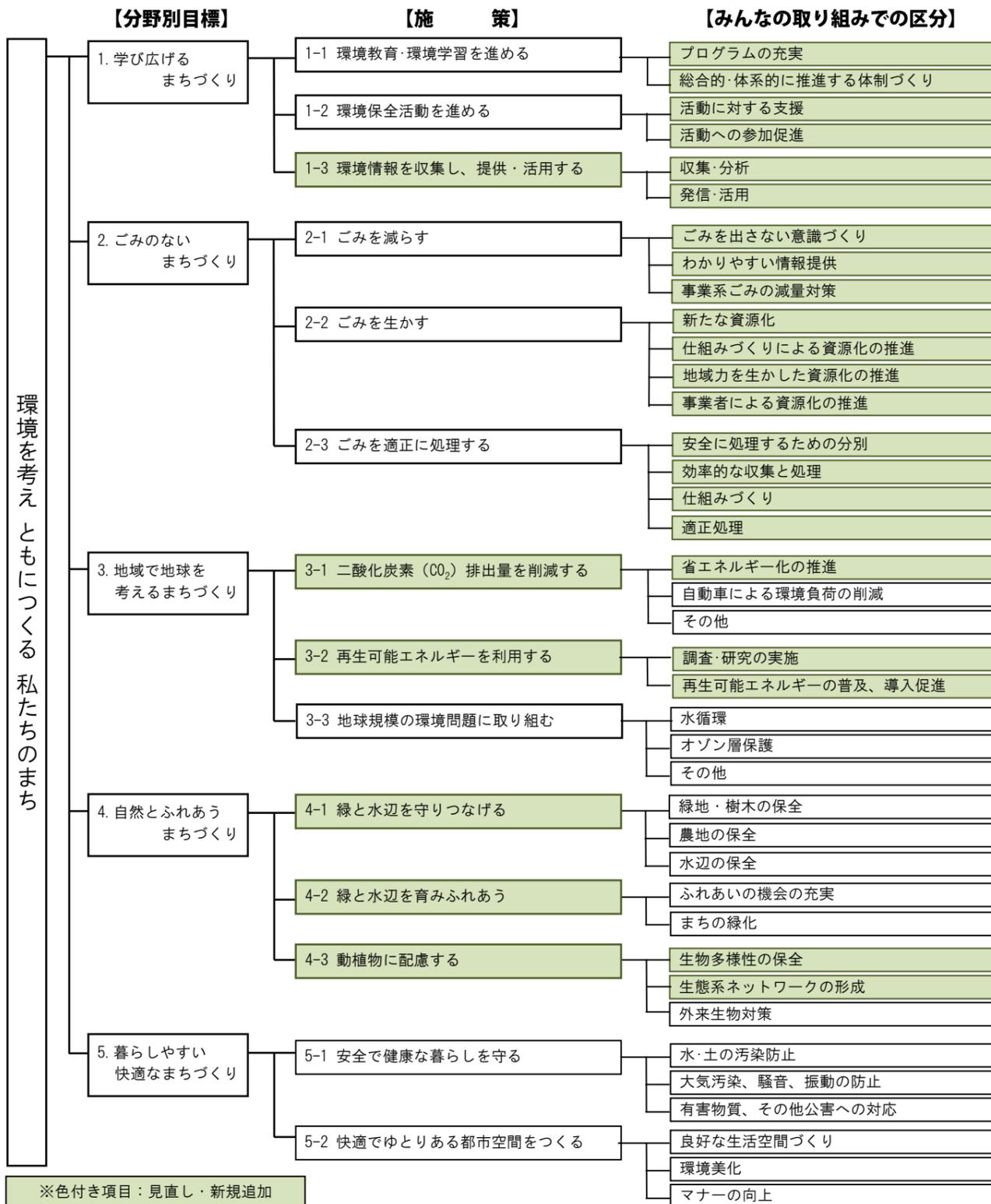
**事業者
意識**

- 当初計画策定時と比較して、資源循環型産業の推進が、環境保全のために事業者求められる取り組みとして挙げられる割合が高くなっていました。
- 建物の断熱性能の向上や自然エネルギーの導入等の、建物の省エネルギー対策が、環境保全・温室効果ガス削減のための取り組みとして多く挙げられました。
- 環境保全に取り組む上での課題としては、資金や人材のほか、情報や技術不足が課題として挙げられていました。

中間見直し後の施策の体系

市の特性や市民・事業者の意識、そして国や愛知県の動向、さらには社会情勢の変化や上位関連計画の内容などを踏まえ、施策の体系を12から14へと見直すとともに、併せて具体的な取り組み区分も見直しました。

特に、具体的な取り組みについては、「ESDの視点に基づく環境教育の推進」と「省エネルギー化・再生可能エネルギー導入の推進」、そして「生物多様性の保全」の3点に特に着目して見直しました。



※色付き項目：見直し・新規追加

中間見直し後の取り組み（新規追加した事項の抜粋）

1 学び広げるまちづくり

- あらゆる年齢層に対する環境教育・環境学習の実施方法を模索します。
- 環境学習を行う各主体への支援・育成を行います。
- 各主体をつなぐ組織やネットワークの構築、強化を図ります。
- ユネスコスクールへの加盟を申請し、子どもたちがESDの視点から議論等する機会を検討します。
- 環境保全活動への参加を促進します。
- 市民や市民団体、事業者等の各主体が保有している情報の共有を図ります。



2 ごみのないまちづくり

- 子ども用品の譲渡や譲受けの場を拡大します。
- 放置自転車の再使用を進めます。
- 剪定枝、木製品の再生利用を進めます。
- ごみの減量と資源化を自治会等の各種団体と共に積極的に進めます。
- スプレー缶、カセットボンベ、ライターを危険ごみとして分別回収します。
- 公共事業や市役所等の公共施設から出るごみを適正に処理します。



3 地域で地球を考えるまちづくり

- 市内全ての公共施設で緑のカーテン事業を実施します。
- 次世代自動車等エコカーの導入と、関連設備の整備を促進します。
- 再生可能エネルギーの賦存量・利用可能量の調査を行います。
- エネルギーを地域で創り、地域で消費するエネルギーの地産地消の研究を進めます。
- 環境省の事業を活用して、公共施設への太陽光発電設備の設置を進めます。
- 光化学スモッグやPM2.5に対する注意喚起や啓発を図ります。



4 自然とふれあうまちづくり

- ため池の多面的な機能を考慮しながら、必要最小限の整備を進めます。
- 「あいち森と緑づくり事業制度」等を活用し、民有地の緑化を進めます。
- 貴重な湿地植物が生育する吉賀池湿地の保全に取り組みます。
- 北部丘陵地と矢田川、天神川の緑のネットワークを形成するための道路緑化を進めます。
- 重要な自然や生物の生息生育の可能性を示した「生物多様性ポテンシャルマップ」の活用を進めます。
- 外来生物の駆除により生態系の保全に取り組みます。



5 暮らしやすい快適なまちづくり

- 市民ボランティアの協力を得ながら、地域の環境監視に、より一層取り組みます。
- 河川の水質浄化推進のため、生活排水クリーン推進員を委嘱して啓発活動を展開します。
- 自転車等駐車場の維持管理に努めます。
- 未整備地区での基盤整備や老朽化した施設の管理のあり方などの検討を進めます。
- 都市景観への関心の向上を図ります。
- 飼い主のいない猫を地域で衛生的に管理する「地域ねこ活動」への支援を促進します。